

損害賠償請求事件 平成 19(受)1146 (最高裁平成 20 年 06 月 24 日：破棄差戻し)

【要旨】

Y が投資資金名下に X から金員を騙取した場合，X の Y に対する損害賠償請求において Y が詐欺の手段として配当金名下に X に交付した金員の額を損益相殺等の対象として X の損害額から控除することは民法 708 条の趣旨に反し許されないとされた事例

～ 一部抜粋 ～

社会の倫理，道徳に反する醜悪な行為（以下「反倫理的行為」という。）に該当する不法行為の被害者が，これによって損害を被るとともに，当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には，同利益については，加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく，被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも許されないものというべきである（最高裁平成 19 年（受）第 569 号同 20 年 6 月 10 日第三小法廷判決参照）。

前記事実関係によれば，本件詐欺が反倫理的行為に該当することは明らかであるところ，被上告人は，真実は本件各騙取金で米国債を購入していないにもかかわらず，あたかもこれを購入して配当金を得たかのように装い，上告人らに対し，本件各仮装配当金を交付したというのであるから，本件各仮装配当金の交付は，専ら，上告人らをして被上告人が米国債を購入しているものと誤信させることにより，本件詐欺を実行し，その発覚を防ぐための手段にほかならないというべきである。

そうすると，本件各仮装配当金の交付によって上告人らが得た利益は，不法原因給付によって生じたものというべきであり，本件損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として本件各騙取金の額から本件各仮装配当金の額を控除することは許されないものというべきである。これと異なる原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。